

よくある質問	回答
本補助金の補助対象経費は何か。公演に係った経費は補助されるのか。	「実際に鑑賞された無料(半額)チケット料金の総額」のみが補助対象となる補助金です。そのため、チケットの申込自体があったとしても、鑑賞されていない場合は補助対象外となります(募集案内P.2参照)。
公演の開催場所に規定(座席数や設備等)はあるか。	舞台公演の専用ホールを有する劇場・音楽堂等で行われる有料公演が対象です。単に壇上と客席だけの施設は対象とはなりません。舞台公演の専用ホールで、子供たちに本格的な舞台公演を体感してもらうための事業です(募集案内P.4,P.6参照)。
1公演だけの申請も可能か	申請いただけます。
①2/19締切の令和5年度:令和5年11月29日～令和6年3月31日 ②2/29締切の令和6年度:令和6年4月1日～令和7年3月31日 上記期間について、両方申請可能か。また補助上限は合算か否か。	両方にご申請いただけます。また、上限はそれぞれ4,000万円です。
他補助金との併用(重複応募・重複助成)は可能か。	助成を受けようとする同一内容の事業について、文部科学省・文化庁等の他の補助事業に応募することはできません。なお、芸術文化振興基金助成事業については、重複しての応募は可能ですが、独立行政法人日本芸術文化振興会において採択された場合は、不採択となります(募集案内P.6参照)。
審査結果はいつ分かるか。	①ご応募の場合は、3月上旬頃内定、3月中旬頃交付決定、②ご応募の場合は、3月下旬内定、5月頃交付決定の予定です。なお、全体のスケジュールについては、募集案内P.11及びP.12をご参照ください。
同伴者半額席の販売はせず、子供無料席だけの販売は可能か (同伴保護者席を「0席」にすることは可能か)	同伴者半額席の設定は、要件の1つとしております。なお、申込が無かった座席については、再販(再募集及び一般販売)が可能です。(※再販については別途記載あり)
子供の無料座席及び保護者等の同伴者半額席は、全席数の何割以下または何割以上といった定めはあるか。	総座席数の半数以下(子供2名につき、同伴者1名以下の割合で設定)です。なお、公演が複数回ある場合は、全ての公演の総座席数で算定いたします(募集案内P.6参照)。

<p>子供の無料座席及び保護者等の同伴者半額席について、募集締め切り後、申し込みが無かった座席については、再販が可能か。</p>	<p>現在募集しております「劇場・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業」については、再販(再募集も)可能です。なお、再販される場合は、設定座席が変更になるため、文化庁への計画変更申請の提出が必要です。 ※昨年度募集を行いました「劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業」については、再販をできませんのでご注意ください。</p>
<p>総座席数の3割を子供の無料座席及び保護者等の同伴者半額席として申請したが、採択後に該当座席を5割に増席することは可能か。</p>	<p>申請者のご判断により増席することは可能ですが、募集案内P.9記載の通り、交付決定額の増額はできません。</p>
<p>販売した結果、来場者多数につき、チケット負担額が交付決定額を上回ったが、その分も補助されるのか。</p>	<p>計画変更等を行ったとしても、当初の交付決定額を超えての補助は行いません(募集案内P.9参照)。</p>
<p>子供の無料座席及び保護者等の同伴者半額席について、抽選販売を行った結果、子供の申し込みが多く、保護者等の同伴者の申し込みが少なかった。交付決定額を超えない範囲で、要望書の内容から、席数割合を変えて販売することは可能か。</p>	<p>子供の無料座席及び保護者等の同伴者半額席の割合については、「子供2名に対し1名以下とする」「総座席数は半数以下」の割合規定を順守いただければ、販売は可能です。なお、設定座席が変更になるため、文化庁への計画変更申請の提出が必要です。</p>
<p>要望書様式4について、経費内訳に記入例を参考に入力しても、総事業費が自動計算されないが、数式を削除してもよいか。</p>	<p>総事業費について、記入例記載の通り、「×」の右枠には「金額」と「単位」を記載するように2枠用意しております。金額記載の欄に「単位」も記載されていないかご確認ください(例「×」のすぐ右枠に、「1」「式」と分けて記載するところ、「1式」とまとめて記載し、「単位」欄は空欄)。 上記の問題ではない場合は、申請者が利用されているエクセルバージョンと文化庁が使用しているエクセルバージョンの違いによるものかと存じます。募集案内P.14に原則関数設定は変更しないこととしておりますが、互換性が無いことが原因の場合は、お手数ですが、計算式を申請者にて再入力いただくか、計算式を利用せずに計算、記入下さい。</p>
<p>要望書(様式4)の項目について、見積書の数字を細かく細分せず、「一式」という計上でもよいか。</p>	<p>一式などでまとめて記載いただけます(要望書記入例「様式4」参照)</p>
<p>子供について、年齢の下限(例:小学生以上等)を設けて募集することは可能か。</p>	<p>申請者のご判断により設定が可能です。なお、チラシやHP上で対象年齢を明記いただく等、購入者(予定者)に広く周知いただきますようお願いいたします。</p>
<p>「実際に鑑賞された無料(半額)チケット料金の総額」の証憑は、どのようなものを提出したらよいか。</p>	<p>証憑書類として、チケットの半券もしくは入場データ、該当座席の販売実績が分かるものをご提出いただきます(募集案内P.16参照)。</p>